新婚生活を応援します！

結婚新生活支援事業補助金

毛呂山町での結婚や子育ての希望がかなえられるよう、少子化対策の一環として、結婚して新生活を始める新婚世帯の経済的負担を軽減するため、賃貸住宅の家賃等を補助する「毛呂山町結婚新生活支援事業補助金」事業を実施します。

対象世帯

- ☑ 令和７年１月１日から令和８年３月31日までに婚姻届を受理された夫婦
- ☑ 婚姻日における夫婦の年齢が、いずれも39歳以下であること
- ☑ 夫婦の所得を合算した額が500万円未満であること（貸与型奨学金の返済を行っている場合は、夫婦の所得の合計から年間返済額を控除します。）
- ☑ 当該住宅が毛呂山町内にあり、申請日において、夫婦のいずれもが当該住宅の住所に住民登録をしていること
- ☑ 申請日より２年以上継続して当町に居住する意思があること
- ☑ 夫婦のいずれもが、当町に納付すべき税等に滞納がないこと

※その他、生活保護を受けていないことなどの要件があります。

補助金額

婚姻日の年齢が29歳以下の世帯	婚姻日の年齢が39歳以下の世帯
（上限）60万円	（上限）30万円

婚姻日における夫婦の年齢によって、補助上限額が異なります（年齢区分は夫婦いずれかの年齢の高い方に基づき決定します）。

対象経費

- 賃貸住宅の賃料、共益費
- 敷金、礼金
- 仲介手数料

※婚姻を機に発生した費用で、令和７年４月１日から令和８年３月31日までに支払ったものが対象になります。

申請期限

令和８年３月31日まで

※申請が多数の場合、年度途中でも事業が終了となることがあります。

※申請は新婚世帯につき、１回限りです。

詳細は町ホームページをご覧ください。

問合せ　役場企画財政課企画係☎295-2112内線322